

尾道市立大学後援会会則

(昭和50年4月1日)

第1条 本会は、尾道市立大学後援会と称し、事務局を尾道市立大学内に置く。

第2条 本会は、大学の運営並びに充実を援助することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育施設の充実
- (2) 学生の福利厚生施設の充実
- (3) その他本会の目的を達成するに必要な事項

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者又は保証人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 幹 事 若干名

2 本会に顧問を置くことができる。

第6条 会長は、理事のうちから互選する。

- 2 副会長のうち1名は会員のうちから、会長が委嘱する。
- 3 副会長のうち1名は大学教員のうちから、会長が学長の承認を得て委嘱する。
- 4 理事及び監事は総会で会員のうちから選挙する。
- 5 顧問は本会に対し特に功労のあった者又は本会の運営上特に助言を願う必要のある者について、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 6 幹事は大学の事務員のうちから、会長が学長の承認を得て委嘱する。

第7条 役員の任務は、次のとおりである。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 顧問は、本会の円滑な運営について助言する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

- 5 理事は、会務を掌る。
- 6 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- 7 幹事は、本会の庶務及び会計を行う。

第8条 総会は、毎年度1回開く。ただし、理事会の決議により、臨時総会を開くことができる。

第9条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を要する。

- 2 総会は、次の事項について審議する。ただし、緊急を要する事項については理事会において処理し、次の総会において報告するものとする。
 - (1) 歳入、歳出予算の決定及び決算の承認
 - (2) 役員の改選
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他重要な事項

第10条 理事会は、必要に応じ会長が召集する。

- 2 理事会の議決は、総会の場合に準ずるものとする。
- 3 理事会は、会長・副会長及び理事をもって組織する。
- 4 会長が必要と認めたときは、監事を列席させ、又は発言させることができる。
- 5 理事会は、次の事項について審議する。
 - (1) 歳入、歳出予算の編成及び決算の調整
 - (2) 会則の改廃並びに諸規則等の制定及び改廃
 - (3) その他本会の運営に関し必要な事項

第11条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 正会員の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 後援会入会金は、10,000円とする。
 - (2) 後援会費は、年額50,000円とする。

第12条 留学生の会費は、前条第2項に定める額の2分の1とする。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

付 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、昭和 5 1 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、昭和 5 2 年 7 月 2 日から施行する。ただし、現に在学している者については従前の例による。

付 則

この会則は、昭和 5 5 年度入学時から施行する（昭和 5 4 年 6 月 2 3 日改正）。

付 則

この会則は、昭和 6 0 年度入学時から施行する（昭和 5 9 年 6 月 3 日改正）。

付 則

この会則は、昭和 6 2 年度入学時から施行する（昭和 6 1 年 6 月 6 日改正）。

付 則

この会則は、平成 1 1 年度入学時から施行する（平成 1 0 年 6 月 6 日改正）。

付 則

この会則は、平成 1 3 年度入学時から施行する（平成 1 3 年 5 月 1 2 日改正）。

付 則

この会則は、平成 1 6 年 5 月 2 2 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 2 4 年 5 月 2 6 日から施行する。